

## 介護保険請求時（福祉用具貸与）の留意事項について

平成30年11月審査より標記のエラーコードが追加となりました。

『平成30年7月13日付 介護保険最新情報Vol.663』において、平成30年10月貸与分以降の請求が対象となり、上限価格を超えている場合に返戻となります。

参考とする資料を添付していますので、ご確認の上、再請求してください。

また、上限額に関する取扱いについて、県に確認をしましたので、確認事項を掲載しておきます。